

2020 年度以降の授業料免除制度について

2020 年度以降、高等教育の修学支援新制度（以下、「新制度」と言います）の下では、国公立等を通して、真に支援が必要と考えられる低所得世帯の学部学生を対象として、全国で統一的な基準により日本学生支援機構（以下、「JASSO」と言います）給付奨学金の支給及び、授業料免除を実施することとなります。

このような主旨により、従来より実施している授業料免除制度が新制度の授業料免除制度と大きく乖離しないよう検討を行っています。

（この件については、国で検討されているところであり、最終的な方針が示され次第、本学でも対応と周知を行う予定としております。）

その場合の留意する変更点は以下のとおりです。

①免除区分が全額免除、2/3 額免除、1/3 額免除、あるいは免除対象外となる場合もあり、従来の本学が実施していた免除結果と異なる場合があります。

②授業料免除を受けた場合、第一種奨学金の貸与支給額が制限されます。

一方で、新制度では授業料免除を受ける場合はその免除区分に応じた給付奨学金を受給できることとなります。

このことから、第一種奨学金を利用している学生で給付奨学生の要件にあてはまるのであれば（どの支援区分になるかは機構での判断となります）、掲示板等で周知している新制度の給付奨学金制度への申請を検討し手続きを進めてください。

給付奨学生の要件については、JASSO の給付奨学金 HP にシミュレーターがありますので参考にしてください。

また、新制度の給付奨学金制度の申請書類は、学部 3 年生以上は所属の教務担当係、学部 2 年生までは経済支援係で配布しています。

申請書類提出期限は 11 月 25 日までとなっておりますので注意してください。

【担当】

教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

〒980-8576 仙台市青葉区川内 41

Tel : 022-795-7816 Fax : 022-795-7771

E-mail : shogaku@grp.tohoku.ac.jp